

○国土交通省令第一号

地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十四条の規定に基づき、地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月十二日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令

地方住宅供給公社法施行規則（昭和四十年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号に次のように加える。

二 次に掲げる事業を運営する者で賃貸住宅を当該事業の実施のために住宅として使用しようとするもの

(1) 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業

(2) 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業

(3) 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業

(4) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）第八条第二項
第二号に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事
業（地方公共団体が当該事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るもの
に限る。）

第十三条第三号中「又はハ」を「ハ又はニ」に改める。

第十六条第一項中「に新たに入居する」を「を新たに賃借する」に改める。

第十六条の二に次の一項を加える。

2 地方公社は、第十三条第一号ニに掲げる者に賃貸住宅を賃貸するときは、少なくとも次に掲げる
事項を賃貸契約の内容としなければならない。

一 現に住宅に困窮している者を当該賃貸住宅に入居させること。

二 当該賃貸住宅に入居させる者を公正な方法により選考すること。

三 当該賃貸住宅に入居した者の支払うべき家賃に相当する費用は、賃借人が地方公社に対して支
払うべき家賃の範囲内において、当該者の住居費の負担能力を考慮して定めること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>(賃貸住宅の賃借人の資格)</p> <p>第十三条 地方公社が賃貸する住宅(以下「賃貸住宅」という。)の賃借人は、少なくとも次の各号に該当する者でなければならない。</p> <p>一 次に掲げる者</p> <p>イ 現に住宅に困窮している者</p> <p>ロ 現に住宅に困窮している者に対し住宅を賃貸しようとする地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した一般社団法人若しくは一般財団法人で住宅の管理を行うことを目的とするもの</p> <p>ハ 事業者でその使用する従業員に対し住宅を貸し付けようとするもの</p> <p>ニ 次に掲げる事業を運営する者で賃貸住宅を当該事業の実施のために住宅として使用しようとするもの</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業</p> <p>(2) 老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業</p> <p>(3) 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業</p> <p>(4) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第五十五号)第八条第二項第二号に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業(地方公共団体が当該事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るものに限る。)</p> <p>二 家賃の支払のできる者</p>	<p>(賃貸住宅の賃借人の資格)</p> <p>第十三条 地方公社が賃貸する住宅(以下「賃貸住宅」という。)の賃借人は、少なくとも次の各号に該当する者でなければならない。</p> <p>一 次に掲げる者</p> <p>イ 現に住宅に困窮している者</p> <p>ロ 現に住宅に困窮している者に対し住宅を賃貸しようとする地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した一般社団法人若しくは一般財団法人で住宅の管理を行うことを目的とするもの</p> <p>ハ 事業者でその使用する従業員に対し住宅を貸し付けようとするもの</p> <p>ニ 次に掲げる事業を運営する者で賃貸住宅を当該事業の実施のために住宅として使用しようとするもの</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業</p> <p>(2) 老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業</p> <p>(3) 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業</p> <p>(4) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第五十五号)第八条第二項第二号に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業(地方公共団体が当該事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るものに限る。)</p> <p>二 家賃の支払のできる者</p>

三 賃借人が第一号イ、ハ又はニに該当する場合にあつては、家賃の支払について確実な保証人のある者

(賃貸住宅の家賃)

第十六条 賃貸住宅を新たに賃借する者の家賃は、近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう、地方公社が定める。

2 (略)

(賃貸契約の内容)

第十六条の二 地方公社は、第十三条第一号ハに掲げる者に賃貸住宅を賃貸するときは、少なくとも次に掲げる事項を賃貸契約の内容としなければならない。

一 当該賃貸住宅を現に住宅に困窮している従業員に貸し付けること。

二 当該賃貸住宅を貸し付ける従業員を公正な方法により選考すること。

三 当該賃貸住宅の貸付けを受けた従業員の支払うべき家賃は、賃借人が地方公社に対して支払うべき家賃の範囲内において、当該従業員の住居費の負担能力を考慮して定めること。

2 地方公社は、第十三条第一号ニに掲げる者に賃貸住宅を賃貸するとき

は、少なくとも次に掲げる事項を賃貸契約の内容としなければならない。

一 現に住宅に困窮している者を当該賃貸住宅に入居させること。

二 当該賃貸住宅に入居させる者を公正な方法により選考すること。

三 当該賃貸住宅に入居した者の支払うべき家賃に相当する費用は、賃借人が地方公社に対して支払うべき家賃の範囲内において、当該者の住居費の負担能力を考慮して定めること。

三 賃借人が第一号イ又はハに該当する場合にあつては、家賃の支払について確実な保証人のある者

(賃貸住宅の家賃)

第十六条 賃貸住宅に新たに入居する者の家賃は、近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう、地方公社が定める。

2 (略)

(賃貸契約の内容)

第十六条の二 地方公社は、第十三条第一号ハに掲げる者に賃貸住宅を賃貸するときは、少なくとも次に掲げる事項を賃貸契約の内容としなければならない。

一 当該賃貸住宅を現に住宅に困窮している従業員に貸し付けること。

二 当該賃貸住宅を貸し付ける従業員を公正な方法により選考すること。

三 当該賃貸住宅の貸付けを受けた従業員の支払うべき家賃は、賃借人が地方公社に対して支払うべき家賃の範囲内において、当該従業員の住居費の負担能力を考慮して定めること。

附則第十六条の次に次の一条を加える。

(第十六条指定に関する経過措置)

第十六条の二 第六条指定を受けた登記手続のうち、附則第三条第一項の規定による改製を終えていない登記簿に関する登記手続は、法附則第六条第一項並びに附則第十五条第一項、第二項第六項、第八項及び第九項並びに第十六条の適用については、第六条指定を受けていない登記手続とみなす。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

(前条第一項の規定による指定に関する経過措置)

第十七条の二 前条第一項の規定による指定を受けた登記所における登記事項証明書の交付の請求のうち、附則第三条第一項の規定による改製を終えていない登記簿に関する登記事項証明書の交付の請求は、前条第一項の適用については、同項の規定による指定を受けていない登記所における登記事項証明書の交付の請求とみなす。別記第五号中(第五十六号)第一項及び第五十九号(第五十六号)第一項を(第九十九号)第一項並びに(第九十九号)第一項及び第九十四号第一項に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則

国土交通省令第一号
地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第二十四条の規定に基づき、地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月十二日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令

地方住宅供給公社法施行規則(昭和四十年建設省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
第二十三条第一号に次のように加える。

二次に掲げる事業を運営する者が賃貸住宅を当該事業の実施のために住宅として使用しようとするもの

- (1) 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業
- (2) 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業

知症対応型老人共同生活援助事業

(3) 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業

(4) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第百五号)第八条第二項第二号に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業(地方公共団体が当該事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るものに限る。)

第十三条第三号中「又はハ」を「ハ又は二」に改める。
第十六条第一項中「に新たに同居する」を「新たに賃借する」に改める。
第十六条の二に次の一項を加える。
2 地方公社は、第十三条第一号に掲げる者に賃貸住宅を賃貸するときは、少なくとも次に掲げる事項を賃貸契約の内容としなければならない。

- 一 現に住宅に困窮している者を当該賃貸住宅に入居させること。
- 二 当該賃貸住宅に入居させる者を公正な方法により選定すること。
- 三 当該賃貸住宅に入居した者の支払うべき家賃に相当する費用は、賃借人が地方公社に対して支払うべき家賃の範囲内において、当該者の住居費の負担能力を考慮して定めること。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

法務省告示第十二号
戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。
この指定は、平成二十三年一月二十九日から効力を生ずる。
平成二十三年一月十二日
法務大臣 仙谷 由人

告 示

農林水産省告示第六十二号

岩手県金石市長
森林法(昭和二十六年法律第百二十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年一月十二日
農林水産大臣 鹿野 道彦

農林水産省告示第六十三号
森林法(昭和二十六年法律第百二十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年一月十二日
農林水産大臣 鹿野 道彦

農林水産省告示第六十四号
森林法(昭和二十六年法律第百二十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年一月十二日
農林水産大臣 鹿野 道彦

保安林の所在場所 福島県福島市李平字与藏田一、六、字横手下一、二

二 指定の目的 水源のかん養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を福島県庁及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。

農林水産省告示第六十三号
森林法(昭和二十六年法律第百二十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年一月十二日
農林水産大臣 鹿野 道彦

保安林の所在場所 岐阜県岐阜市下呂市萩原町跡津字鳥尻一三四、字城洞一五九六から一五九八まで、一五九九の一、一六〇〇、一六〇一、一六〇二、一六〇四、一六二二の一、一六二二の六から一六二二の九まで、一六〇二(次の図に示す部分に限る)。
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。

農林水産省告示第六十五号
森林法(昭和二十六年法律第百二十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年一月十二日
農林水産大臣 鹿野 道彦

保安林の所在場所 岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字隈谷一七五〇の一、一七五一の一、大光寺字水上一一六一の一(次の図に示す部分に限る)、字表豊坂二三一の一〇の一、二二三の一、三、坂内坂本字尾又三九七二の六、字前平四〇〇二の一、四〇〇三、四〇一五、字原平四九六三、九六四の一、九六五、字井ノ口平一〇五二の二・一〇五八の一(以上一筆について次の図に示す部分に限る)、小津字居所九六八の一、九六九から九七四まで、字御蔵寺二七〇、二一八〇の一、二一八〇の二、外津波字社宮神洞二二三二の二、二二三三、日坂字松後一四〇二、一四〇七の一、一四〇七の二、瑞岩寺字馬本四一九の一、春日香六字下山四六、四七、五九の一、六〇、六二、六三、八六

保安林の所在場所 岐阜県本巣市法林寺宇祐向四四二、四四三の一、四四四、根尾神所宇連ヶ寺九一から九四四まで、九四四の二、九四四の三、宇東村二〇から二六まで、一三一、一三三、根尾東板屋字上葛八九九、九〇〇

二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
2 宇祐向四四二(次の図に示す部分に限る) 四四三の一、四四四、宇連ヶ寺九一から九四四まで、九四四の二、九四四の三、宇東村二〇から二六まで、一三一、一三三、字上葛八九九、九〇〇
3 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

保安林の所在場所 岐阜県本巣市法林寺宇祐向四四二、四四三の一、四四四、根尾神所宇連ヶ寺九一から九四四まで、九四四の二、九四四の三、宇東村二〇から二六まで、一三一、一三三、根尾東板屋字上葛八九九、九〇〇
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 宇祐向四四二(次の図に示す部分に限る) 四四三の一、四四四、宇連ヶ寺九一から九四四まで、九四四の二、九四四の三、宇東村二〇から二六まで、一三一、一三三、字上葛八九九、九〇〇
3 宇祐向四四二(次の図に示す部分に限る) 四四三の一、四四四、宇連ヶ寺九一から九四四まで、九四四の二、九四四の三、宇東村二〇から二六まで、一三一、一三三、字上葛八九九、九〇〇
3 宇祐向四四二(次の図に示す部分に限る) 四四三の一、四四四、宇連ヶ寺九一から九四四まで、九四四の二、九四四の三、宇東村二〇から二六まで、一三一、一三三、字上葛八九九、九〇〇
3 宇祐向四四二(次の図に示す部分に限る) 四四三の一、四四四、宇連ヶ寺九一から九四四まで、九四四の二、九四四の三、宇東村二〇から二六まで、一三一、一三三、字上葛八九九、九〇〇
3 宇祐向四四二(次の図に示す部分に限る) 四四三の一、四四四、宇連ヶ寺九一から九四四まで、九四四の二、九四四の三、宇東村二〇から二六まで、一三一、一三三、字上葛八九九、九〇〇